

# 日野都市計画地区計画の変更（日野市決定）

都市計画落川地区地区計画を次のように変更する。

名 称	落川地区地区計画
位 置 ※	日野市落川及び百草各地内
面 積 ※	約5.7ha
地 区 計 画 の 目 標	本地区は、土地区画整理事業により健全な市街地が形成、整備される地区であり、水と緑の調和した生活空間の創造を図るとともに、良好な住環境の形成と事業効果の維持増進を図ることを目標とする。
土 地 利 用 の 方 針	<p>地区を2つの地区に区分し、地区の特性に見合ったまちづくりを進めるため、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>( 住宅地区 )</p> <p>低層住宅を主体とした良好な住環境の形成を目指し、敷地の細分化を防止するとともに、ゆとりとうるおいのある住宅地の形成及び保全を図る。</p> <p>( 沿道地区 )</p> <p>後背する住環境の保全を図りつつ、住宅の中高層化を誘導し、都市計画道路日3・2・7号線沿いには利便性の高い沿道空間の形成を図る。</p>
地区施設の整備方針	<p>土地区画整理事業によって一体的に整備される道路及び公園の維持、保全を図る。</p> <p>また、水路については、景観面にも配慮をし、親水性を持たせるとともに、公園に面する部分については公園と一体となった水と緑のうるおいの場としての整備、保全を図る。</p>
建築物等の整備の方針	良好な街並みの形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。

位 置		日野市落川及び百草各地内		
面 積		約5.7ha		
地 区 整 備 計 画 に 関 す る 事 項	地区の区分	名 称	住 宅 地 区	沿 道 地 区
	面 積	約 3.2ha		約 2.5ha
	建築物等の用途の制限 ※	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 住宅 2. 共同住宅 3. 事務所兼用住宅 4. 店舗兼用住宅 5. 診療所兼用住宅 6. 前各号の建築物に附属するもの		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. ホテル 2. 旅館 ただし、都市計画道路第3・2・7号線以外の道路にのみ接する敷地については、上記の制限に加えて、建築基準法別表第2(ニ)項に掲げる建築物は建築してはならない。
	建築物の敷地面積の最低限度	120m <sup>2</sup>		200m <sup>2</sup>
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.6m以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。 1. 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m <sup>2</sup> 以内であること。 2. 自動車車庫で軒の高さ2.3m以下であること。 3. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。		
	建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、刺激的な色を避け、落ち着きのある色調とする。 2. 屋外広告物は過大とならず周辺環境と調和するよう、色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観風致を		

	<p>損なわないものとする。</p> <p>3. 住戸への出入りのため水路上を横断する場合は、その工作物の幅は3m以下とする。</p>
垣又はさくの構造の制限	<p>都市計画道路目3・2・7号線以外の道路に面する垣又はさく（門柱を除く）の構造は生垣又は透視可能なネットフェンスとする。ただし、高さ0.6m以下のブロック塀等はこの限りでない。</p> <p>また、水路に面する垣又はさく（門柱を除く）の構造は生垣とする。</p>

※は、知事同意事項

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由：ゴミ収集方法の変更により、ダストボックスが廃止され戸別収集となることに伴い、廃棄物保管場所の必要がなくなったため、地区計画を変更する。